

平成23年度 第3回広島市外国人市民施策懇談会会議要旨

1 開催日時

平成24年(2012年)3月27日(火) 15:00～17:00

2 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室

3 出席者

(1) 懇談会委員【欠席 金 望(キム・マン) 孫曉麗(ソン・シヨウレイ) 山口ジョセリン(ヤマグチ・ジョセリン)】

植木 ミエ(ウキ・ミエ) ヴェール・ウルリケ、王 会英(オウ・カイエイ)、蔵白 笑利久(クラウス・エリック)

丁 基和(チョン・ギファ)、李 湛(リ・タン)、呂 世珍(リョウ・セジン)、呂 民愛(リョウ・ミン)、盧 濤(ロ・トウ)

※ 専門委員 伊藤 泰郎(イトウ・タイロウ)

(2) 事務局

市民局人権啓発部長、多文化共生担当課長、企画総務局総務課長、同課長補佐 他3名

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

1名

6 会議次第

(1) 開会

(2) 市民局人権啓発部長挨拶

(3) 議事

ア 「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」に基づく施策の取組み状況について

イ 「外国人市民の生活相談コーナー」の利用状況等について

ウ 広島市外国人市民生活・意識実態調査について

エ 外国人住民の登録制度の変更について

オ その他

7 委員の発言要旨

[事務局]

議事1 「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」に基づく施策の取組み状況について説明

[委員]

国際交流ラウンジの本をよく借りるが、返却は近くの市の施設、例えば市立図書館ではいけないか。

[事務局]

実際に市立図書館に返されて、図書館から戻ってきた本があった。しかし、システム的にはそのようになっていないので、国際交流ラウンジに直接返してほしい。

[座長]

公民館で本を借りたが、借りた公民館に返さなければいけなかった。

[事務局]

議事2 外国人市民の生活相談コーナーの利用状況等について説明

[委員]

相談が思ったより少ない。広島市に長くいればいるほど相談しなくなるという現象はどういうことなのか。例えば、期待しなくなる、そんなもんだと諦めてしまう。或いはその逆で不自由がなくなる。どちらのウエイトが大きいのか、わかるような事例はないか。

[事務局]

実態を調査したことはないので、今度の実態調査でそのあたりが見えたらよい。また、市立大学が出した資料では、日本語がある程度わかると答えた外国人は7割程度いる。長く住めば日本語も上達する。日本語がある程度わかれば、その人たちは相談コーナーには来ないで直接区役所や市民相談に行かれるということはある。相談コーナーの周知が不十分なこともあるが、現状では増加傾向にある。

[委員]

相談コーナーには韓国語はないので、韓国の人は相談しない。

[事務局]

4言語以外の相談もあるが、その場合は語学ボランティアに協力してもらっている。ただし、件数は少ない。

[委員]

イギリス人市民は少ないと思うが、相談者の国籍では4番目で15件とある。

[事務局]

件数がそのまま人数ではない。一人が何回も利用する場合もある。

[委員]

うちに相談しに来られる人はかなりいる。何件かは役所に行かないとわからないものもある。

[事務局]

日本語がわかる方々は、直接お聞きになりたい部署に行かれるのではないか。

[事務局]

議事3「広島市外国人市民生活・意識実態調査」（平成24年度実施）の調査内容等について説明

[委員]

実態調査委員会に懇談会から代表4名（座長、在日韓国・朝鮮籍、欧米系国籍）が入るということだが、ブラジルやフィリピンの方が入っていない。現状の課題に対して違った分析になることはないか。代表委員4名は少ないと思う。

[事務局]

懇談会の代表としていろいろな国の方に入ってもらいたいと思うが、委員には負担にもなる。学識経験者には、多文化共生の分野に精通し、いろいろな国の方の問題を専門に研究されている方に入っていただく。そういうことで足りないところは補完したいと考えている。

[委員]

専門家の立場から、この構成で問題はないのか。

[専門委員]

会議の場になくても委員から意見をもらうことは可能だと思う。この構成でいけると思う。

[座長]

各委員で意見等があれば、メーリングリストを利用して集約してはどうか。

[専門委員]

私のところに連絡してもらってもよい。

[座長]

4名の学識経験者は、日本国籍に限るのか。

[事務局]

学識経験者の国籍は特にこだわってはいない。外国人問題に精通した方を考えている。例えば、在

日の問題に精通している方、フィリピン人やブラジル人などの就労問題を研究されている方など。

[委員]

学校関係者とはどういう人か、決まっているのか。

[事務局]

候補者の段階であるが、外国人の子どもが多く通っている公立学校の校長先生、教頭先生レベルを考えている。

[事務局]

議事4 外国人住民の登録制度の変更について説明

[委員]

5月に仮住民票が届いて、それを確認し、その後7月に住民票の手続きを行うのか。

[事務局]

5月の仮住民票を確認していただき、間違いがなければ特に手続きは必要ない。

[座長]

3年以内の手続きとは何か。

[事務局]

資料22 ページにあるように、在留カード、或いは特別永住者証明書の手続き期間は、種別、年齢によって決まっている。

[事務局]

5月に仮住民票が世帯主宛に送られるので、それに間違いがないか確認する。間違っていれば、区役所で手続きをしていただく。それとは別に、在留カード、或いは特別永住者証明書を期間内に切り替えていただく。

[委員]

永住者以外の在留カードの切り替えはどのようになるのか。

[事務局]

在留カードの有効期限というのが、これまでは誕生日までに切り替えをしていたが、今後は資格や期間が変更するたびに、入管で新しいカードを作り直すことになる。

[委員]

今回の制度変更の目的は何か。

[事務局]

国は外国人の市民サービスが向上すると言っている。

[座長]

本音のところは外国人の管理である。

[委員]

在留カードには通称名は載らないのか。

[事務局]

入国管理局に問い合わせをしたが、在留カードに通称名の記載はなく、このままで実施するとの説明だった。住民票の写しには通称名が記載されているので、住民票を取ってもらい、証明などに使っていただくことになる。

[座長]

今日のような情報は、外国人市民へどのように伝えるのか。

[事務局]

市のホームページには、本日の内容や資料とほぼ同じものを掲載している。また、国のパンフレットも貼り付けている。

[座長]

市の広報誌などには載せないのか。

[事務局]

ボリュームが非常に多いので、「市民と市政」などに載せるとなると、中途半端でかえってわかりにくくなる。きちんとした内容を提供することが大事だということで、市のホームページに載せている。

さらには、5月中旬に送付する仮住民票と一緒に、国が作成しているパンフレットも送付しようと考えている。

[委員]

外国人登録原票には、本籍地やこれまで変更してきた通称名などの重要な記録がある。相続登記などの機会にはこれが情報の出所であった。また、過去に使っていた通称名で作った通帳などに対して、原票の写しが証明の役割を果たしていた。今回の制度変更でどうなるのか。

[事務局]

外国人登録原票は国が一括管理することになり、市が証明書になるものを発行することはできない。必要な場合は、本人が法務省に開示請求することになるだろう。

[委員]

市として、外国人登録原票を独自に管理するということは考えていないのか。

[事務局]

最終的な責任者は国なので、それを広島市が別の考えをもって管理するという事は現段階で考えていない。

[委員]

住民基本台帳には、本国における住所地などが載らないことは外国人市民に伝えられるのか。

[事務局]

載らなくなりますということは、知らせようと思っている。

[委員]

在留資格のない者も、外国人登録証をもっていれば住民サービスが受けられていた。今度は、在留資格のない者は住民票の対象外であり、住民サービスが受けられないということになる。例えば、小学校に入る子どもの案内が来ないなど。市としてどう考えているのか。

[事務局]

国は明確なことは言っておらず、市も現段階では考えていない。

[委員]

英語のパンフレットでは、住所変更のときは許可を得て変わるという意味になっている。

[事務局]

許可は必要ない。日本語では転出手続きが必要となっている。指摘があったことを伝えたい。

[専門委員]

仮住民票が返送されてきた場合の対応はどうするのか。

[事務局]

民生委員などに協力してもらいながら、できる限りの所在確認をするように考えている。もし、確認ができなければ住民票は作らないという扱いになる。

[委員]

自分の住民票が作られていない場合、住民票が必要になって、それから役所に行って住民票を作ることはできるか。

[事務局]

7月9日以降であればいつでも可能である。

[委員]

手続きをするときに、パスポートを持っていない理由を提示するようになっている。特別永住者は、

法律にもあるようにパスポートがなくていい人たちである。その人たちに、パスポートを持っていない理由を聞くことがどうなのか。その手続きは法務省が決めた手続きなのか。法務省のホームページにはそういう要求は出てこない。しかし、広島市の窓口では、パスポートを持っていない理由を一筆書いてくださいとなっている。持っていないことに合法的な理由がある人に、一筆書かせることの理由が理解できない。

[事務局]

法務省が出している処理要領で、理由を書いてもらうようになっている。

[委員]

それを変える予定はないのか。

[事務局]

広島市は国の代理で手続きを行っているので、広島市だけが変わるということとはできない。

[委員]

子どもだけでも在留カードの常時携帯はなくしてほしい。

[事務局]

広島市だけでなく、他の政令市も常時携帯の廃止を国に要望している。

[事務局]

議事5 その他 「受刑者脱走事件」に関わる関連地域への市の広報について説明

[委員]

事件発生当初、脱走犯が「中国人」ということを情報として流す必要があると判断した理由は何か。

[事務局]

市民の安全を確保するためには、警察の情報提供と要請に従い犯人逮捕を最優先に対応する必要があるとの判断である。

[委員]

二次的な犯罪を起こす可能性もあった中で、中国語を聞いた瞬間に日本人は怯えることになる。その時に中国人に対する偏見が生まれたり、学校などでの差別助長につながる可能性があると考えなかったか。

[委員]

「中国人」という言葉は、一人の人間を特徴づけるものではない。そうならば、犯人逮捕において国籍は必要な情報ではない。日本でなければ、髪や目の色でその人を特徴づけることはあるだろうが、「コリアン系」「チャイニーズ」などのような言い方はしない。例えば中国語を話す人であれば、「中国語圏の言葉を理解する人」のような表現をすればよい。国籍そのものは外的特徴には関係がないので、今回の件において、国籍情報が必要か不要かの判断は最初からなされるべきものである。

[事務局]

国籍情報を流すことに伴う影響への配慮が必要であることには異論はない。今後同じようなことを繰り返さないよう関係部局とも協議し、情報提供を適切に行えるよう善処する。

[座長]

以上で議題は終わったが、その他にないか。次回の懇談会はいつか。

[事務局]

今回は、実態調査の中間報告をすることから、10月下旬を考えているが、詳しい日程は実態調査のスケジュールが決まり次第、できるだけ早く調整したい。

異議なし

[座長]

これで懇談会を終了する。